

## 2. 個人と社会、日本と外国について考える(2)

### 1. 国際社会認識の確立

#### 1.1. 日本人の定義

##### 1.1.1. 「日本人」に関する法的概念

「日本人」に関する法的概念はない。法的概念として存在するのは、「日本国民」であり、これは「国籍法」にもとづき日本国籍を有する人のことを言う。人は、「日本国民」と「外国人」(=「日本国民」でない人)に分けることができる。

日本国籍の取得

日本国籍の取得には2つの方法がある。第一は、「出生」による取得であり、第二は、「帰化」による取得である。

#### 国籍法<sup>1</sup>

第2条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- ① 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- ② 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- ③ 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

第3条 (省略)

第4条

- ① 日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。
- ② 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第5条 ①法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 1) 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
- 2) 20歳以上で本国法によって行為能力を有すること。
- 3) 素行が善良であること。
- 4) 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること。
- 5) 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
- 6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

②法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

##### 1.1.2. 「日本人」から「非日本人」までの8類型<sup>2</sup>

福岡安則は、便宜的に「日本人」から「非日本人」までの8類型に分類整理した上で、日本では一般に、「日本人」であることに関して血統が重視されていることを指摘している。

そのことは、見た目が「日本人」的でなければ、「日本国民」であっても、「日本人」と見なされない可能性が高いことを意味するが、他方、見た目が「日本人」と変わらない東アジア地域の人々は、客観的に分かりにくい「血統」や「文化」がより重視されることになるが、とくに「血統」という、客観的に区別しにくく、最もあいまいな要素がいちばん重視されている。

結局、「日本人」の定義は、「本人が日本人であると自覚していると同時に、周囲からも日本人と見なされていること」という、極めて主観的な定義となるように思われる。

<sup>1</sup> 1984年の国籍法改正により、父母両系血統主義となった。改正前は父系のみであった。国によっては、出生地主義の原理を採用するところもある

<sup>2</sup> 福岡安則『在日韓国・朝鮮人』中公新書、1993年を参照。

	類型	血統	文化	国籍
I	「純粋な日本人」	+	+	+
II	「日系一世」	+	+	-
III	「海外成長日本人」	+	-	+
IV	「帰化者」	-	+	+
V	「日系三世」 / 「中国残留孤児」	+	-	-
VI	民族教育を受けていない「在日韓国・朝鮮人」	-	+	-
VII	「アイヌ民族」	-	-	+
VIII	「外国人」	-	-	-

### 1.1.3. 神話としての「単一民族社会」

「日本人」と「非日本人」という概念は明確に区分できる概念ではなく、福岡の分類の類型 II から類型 VII までは、中間的で、あいまいな存在である。また、たとえば、「沖縄県民」または「沖縄出身者」を「琉球人」とした場合、どの類型に位置付けられるかといった問題も生じる。

また福岡の分類に従って考えると、日本社会は、「単一民族社会」でも、「単一文化社会」でもないことは明白である。

## 1.2. 「国際」ということばはどのような意味か？

### 1.2.1. 国際（的）international/международный ということば

inter/между = あいだ

nation/народ = 国民（文脈によっては民族、国家と訳す場合もある）

単一の領土に定住し、共通の歴史的・文化的伝統を持っていると信じている人の集まり<sup>3</sup>。

民衆が国家の一員という自覚をもつようになった国民国家の構成員<sup>4</sup>。

international/международный = 国際（的）とは、国民と国民とのあいだの関係に関する（ことから）という意味となる。必ずしも国家と国家との関係、あるいは政府と政府との関係に限定されるわけではない。しかし、概念はあいまいである。また、nation/народ と似た意味を持つ言葉はたくさんある。

cf. ethnic group, racial group, race, folk, people, / country, state, government

cf. multinational; transnational

用例を見ると、multinational corporation 多国籍企業、transnational religion 国際的宗教などがあるから、multinational は「複数の国に所属する」という意味であり、transnational は「国境を越えた」といったような意味であり、微妙にニュアンスが違う

### 1.2.2. （一国内における）民族間の интернациональный というロシア語

нация = 民族

このロシア語は国内の民族紛争が起こるようになったソ連末期になって初めて、正しい意味が理解されるようになったロシア語で、それまでは международный との区別が正しく理解されず、誤訳されてきた。正しく理解されるようになったことで、英語とロシア語とのあいだで、翻訳のねじれがあることがわかった。

## 2. ディスカッション

- 2.1. 英語の早期教育は必要か？
- 2.2. 欧米先進諸国はモデルになるだろうか？
- 2.3. 日本のユニークな点はどういうところか？

<sup>3</sup> 『現代政治分析辞典』早稲田大学出版部、1976年。

<sup>4</sup> 『現代政治学小辞典』有斐閣、1999年。